

# 令和4年度 教育委員会

(第7回定例会)

開催日 令和4年10月13日



笛吹市

笛吹市教育委員会

## 令和4年度 10月定例教育委員会会議日程

日 時 令和4年10月13日(木)午後1時30分開会  
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名  
(10月議事録：高野委員、久保田委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事  
報告第5号  
令和4年笛吹市議会第3回定例会の報告について  
  
議案第4号  
笛吹市学校運営協議会規則の制定について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和4年11月4日(金)  
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

# 報告第5号（10月）

令和4年笛吹市議会第3回定例会の  
報告について

教育委員会

## 令和4年 笛吹市議会第3回定例会代表質問に関する質問及び回答

○笛新会 荻野 謙一 議員

### 13 全国学力・学習状況調査について

(1)全国学力・学習状況調査の意義は。

答弁

本調査の意義は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育施策の検証と改善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにあります。

(2)市は、全国学力・学習状況調査結果をどのように捉え、どのように活用していくべきと考えるか。

答弁

本市の全国学力・学習状況調査の結果は、全国の平均正答率とほぼ同等となっています。学力調査の結果では、計算問題などの基礎的な学力は定着してきていますが、読み取った情報をもとに自分の考えを書く記述式の問題を解く力に課題が見られます。

また、学習状況調査の結果では、地域行事への参加や困っている時に進んで助けるなど、多くの項目で肯定的な回答が多かった一方で、自己肯定感に関する項目に課題が見られます。調査の結果を受け、課題が見られる項目の改善につなげるため、根拠に基づいて自分の意見を話したり書いたりする学習活動や、達成感が得られる集団活動を充実させるなど、今後の教育活動の改善に努めていきます。

(3)個性を尊重した教育をどのように考えるか。

答弁

国は、全国学力・学習状況調査で測定できるのは、学力の特定の一部であること、序列化や過度な競争が生じないように十分配慮することを実施要領で示しています。また、現行の学習指導要領では、一人一人の理解状況や能力・適性に合わせた学びを行うことの必要性が強調されています。こうしたことから、児童生徒の個性を尊重し、一人一人の長所や可能性を生かしながら、きめ細かな指導や支援を行っていくことが必要と考えます。

### 14 学校教育に係る経済的負担軽減について

(1)全国又は県内の就学援助の状況は。

答弁

公立小中学校において、令和2年度に就学援助を受けている児童生徒数は全国で133万3,732人、就学援助率は14.5パーセントです。山梨県では5,584人、就学援助率は9.8パーセントです。

(2)本市の就学援助の状況は。(内容、受給者数、就学援助率)

答弁

本市の就学援助を受けている児童生徒数は、令和2年度は566人、就学援助率は11.6パーセントです。給付対象経費は、給食費、学用品費、校外活動費等で国が示す支給単価に基づいて支給しています。

(3)県内の学校給食無償化の取組状況は。

答弁

学校給食を無償化している市町村は、2市、5町、4村の11市町村です。このほか、令和4年度は3市、1町の4市町において、期間限定で学校給食無償化を実施しています。

(4)本市では学校給食を無償化する考えはあるか。

答弁

本市においては、学校給食の無償化は実施していませんが、コロナ禍や物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、令和4年10月から令和5年3月までの6か月間について無償化することとし、今定例会に係る予算を計上したところです。

なお、学校給食の無償化については、学校給食法で食材費等を保護者の負担とすることを定めているため、現時点では考えていませんが、他市の状況を踏まえ総合的に判断していきます。

○誠和会 小林 始 議員

5 令和3年度決算状況について

(2)浅川中学校校舎等改修事業は令和4年度も大きな予算計上となっています、当初計画からの進捗、具体的計画、事業費、繰越内容、完成予定はいつか

答弁

具体的な計画は、既存校舎の鉄筋コンクリート躯体を強化する長寿命化改修を行い、2階建ての渡り廊下を新たに3階建てとして建替えます。また、災害時、避難所となる体育館に多機能トイレを含む洋式トイレを新設し、あわせて、技術科棟の断熱改修や部室棟の改築工事などを実施します。

進捗状況は、体育館のトイレ新設、技術科棟の断熱改修、部室棟の改築工事などが、令和3年度に完了しています。校舎の長寿命化改修工事などは、計画どおり施工中です。

総事業費は、令和2年度から4年度までの3年間で、約21億1,000万円を予定しています。なお、令和3年度の予算のうち、工事監理業務委託料、仮設校舎賃借料、長寿命化改修工事に係る工事請負費の一部など、総額約9,530万円を令和4年度に繰り越しています。校舎の完成は、令和5年1月を予定しています。

○日本共産党 河野 智子 議員

3 物価高騰に対する支援について

(5)来年度以降も学校・保育園の給食費無償化を続けるべきと思うがどうか。

答弁

保育所における主食費、副食費に係る食材料費は、在宅で子育てをする場合でも生じる費用との国の考え方に基づき、保護者に負担を求めています。このため、現時点で保育所給食費の無償化を実施する考えはありません。小中学校の給食費についても、学校給食法で保護者に食材費の負担を求めているため、現時点で来年度の給食費無償化を実施する考えはありません。

議案第4号（10月）

笛吹市学校運営協議会規則の  
制定について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和4年 笛吹市教育委員会規則第 号) 笛吹市学校運営協議会規則
趣旨 目的	学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民及び保護者等が学校との連携のもと、一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むために設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定める。
概要	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として努力義務化された学校運営協議会を設置、運用するため、新たな規則の制定が必要となる。
経過	平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置の努力義務が課せられた。
関係 法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
予算 措置	なし
その 他	

笛吹市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、笛吹市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、次に掲げる事項の達成を目的とする。

- (1) 地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が学校との連携の下、目標を共有化し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちに関わる風土が醸成されること。
- (2) 家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。

(設置)

第3条 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連帯を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、対象学校の校長、地域住民等の意向を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方

針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校運営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

3 第1項の承認が得られない場合は、対象学校の校長は、協議会の委員の意見を聴取し、暫定的な措置を定め、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。この場合において、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の了承を得るものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して、活動状況を公開する等、積極的に情報提供に努めるものとする。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員)

第8条 協議会の委員は、各対象学校につき15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 当該対象学校の通学区域内の住民
- (2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 当該対象学校の校長
- (5) 当該対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長になることができない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第5条の規定による意見の申出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 協議会の会議の議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の教職員等の会議への出席を求めることができる。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び当該対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適正な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 第12条の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (4) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に関する事項を定めることができる。

(協議会の庶務)

第16条 協議会の庶務は、当該対象学校において処理する。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。